I 地方議会の現状と課題

- 地方分権の進展や人口減少社会の到来を踏まえた、地域の実情に応じた効果的な議会機能の発揮
- 性別、年齢層など、住民の構成と比較して、議員構成に偏り
- 議員のなり手不足が深刻な問題
- 地方選挙の投票率の低下など、住民の関心が大きく低下
- 議員の資質や活動に注目が集まるなど、地方議会及び議員に対する住民の信頼確保

Ⅱ 議会制度及び議会運営のあり方

- 議会の役割・機能について、人口規模や長側の組織的な政策形成能力との関係から、類型的に分析
- これを踏まえた上で、各議会において、地域の実情に合わせて、議会機能の充実・強化を図ろうとする場合の議会のあり方を整理

	人口規模等の観点からの議会の役割・機能の分析	議会機能の充実のあり方(検討事項)
団体意思 決定機能	・議決権を有する議会の本質的機能 ・多様な住民意思の反映と調整・集約の観点から、以下を指摘 【大規模団体】 会派による議会活動の重要性が高い。 【小規模団体】 議員個人の活動の重要性が高い。	・議会審議の充実・公聴会等の積極的活用による住民意見の把握の充実
監視機能	【大規模団体】監視機能を発揮しやすい議会構成 【小規模団体】専門的な監視機能を長の事務執行全般にわたり 発揮することは難しい場合もあるが、一定の機能を果たす必要	・計画的な議員研修等の充実、情報入手など事務局の支援機能の充実、専門性の補完として公聴会等の積極的活用・会期日数の確保による環境整備、検査権等の適切な活用・決算審議と予算編成との連携強化等
政策形成 機能	・各議会において、可能な範囲と適切な方法により、工夫して機能を発揮していくことが基本 【大規模団体】機能を発揮しやすく、会派を通じた政策形成の必要性が高い。 【小規模団体】高度の機能の発揮は難しい場合がある一方、住民と連携した政策形成への関与が求められる場合もある。	・政策に関する研修等の充実、事務局職員の資質の向上や議会図書室の機能向上など議員の調査研究支援機能の充実・専門性の補完と審議の充実を目的とした公聴会・参考人・専門的事項に係る調査の積極的活用・地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加

- 人口が著しく減少した団体における議会においては、政策形成、監視機能について住民参加による補完が考えられる。
- ○「決算の認定」について、決算審議を通じた監視機能の充実・強化を図る仕組みを検討することの意義を指摘

地方議会に関する研究会報告書(概要)② 座長:小早川光郎 成蹊大学法務研究科長

Ⅲ 地方議会の議員に求められる役割

- 地方議会の議員に求められる役割・資質
 - ・ 議員の代表性(選挙区からみた「地域」代表的性格の有無、社会学的代表や住民の納得性の観点からの分析)と専門性(特定の政策分野に関する専門的知見、合意を得るための調整能力等)について整理
 - 「地方議会の議員の位置付け・役割」について、各議会基本条例において規定する例も見られるが、さらに検討が必要
- 〇 議員の活動の支援機能のあり方
 - ・ 事務局職員の専門性の確保など事務局のサポート機能の充実や、法制担当課等事務局の共同設置が考えられるほか、議員の専門性を高めるための研修等の充実を図るため、全国研修機関等が提供する様々な研修機会の積極的な活用を期待

Ⅳ 多様な層の幅広い住民が議員として地方議会に参画するための方策

- 議員のなり手確保の観点から、「議員報酬等」、「勤労者の立候補」、「公務員の立候補制限と議員の兼職禁止」について、指摘されている課題等を踏まえ、一定の整理
- 多様な人材が議員として活動することを容易にする観点から、夜間・休日等議会の開催についての議論を整理するとともに、通年 会期制等を活用した柔軟な議会運営の取組が行われることを期待

V 地方議会における政党及び選挙制度のあり方

- 政党は地方政治・地方議会と住民とをつなぐ導管の役割を果たす可能性があるが、団体規模により政党化の状況が異なる。
- 〇 現行の選挙制度が有権者及び議員の行動に及ぼす影響を踏まえつつ、有権者の実効的な選択を可能とする選挙制度のあり方として、「比例代表制」、「選挙区の設定」、「連記制」について分析

VI 住民参加の充実、住民の信頼確保を図るための地方議会のあり方

- 住民からの信頼確保、住民の関心を高める等の観点から、地方議会の情報発信の充実の方向性を例示
- 地方議会への住民参加のあり方について、住民参加の意義を整理した上で、議会の決定過程への住民参加(公聴会制度等の積極的な活用、委員会の設置等)、議場外での住民参加のあり方(議会報告会の開催等)を検討・整理
- 〇 議会活動の評価については、評価の客観性の担保が課題となるが、各議会における自己点検・評価としての取組を期待
- 住民に対する説明責任について、議会の自律権を行使した、条例、会議規則による信頼確保の仕組みの構築が可能